

岐阜市広告掲載要綱

平成20年3月21日決裁

改正 平成20年3月31日決裁

改正 平成24年3月30日決裁

改正 平成30年10月5日決裁

改正 令和 2年3月26日決裁

改正 令和 5年3月27日決裁

改正 令和 6年3月27日決裁

改正 令和 7年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、法令、条例又は規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する印刷物

イ 市が管理するウェブページ

ウ 市の施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は社会的に信用度の高い情報でなければならない、その内容及び表現（以下「内容等」という。）は広告掲載をするにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載をしてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の氏名（名称）の広告

- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不適当であると市長が認めるもの

3 前2項に規定するもののほか、広告掲載をすることができる広告に関する基準は、別に定める。

(広告主の募集)

第4条 市が広告を掲載しようとする民間事業者等（以下「広告主」という。）を募集する場合は、原則として公募によることとする。

- 2 前項の規定による募集の方法、予定価格、選定方法、提出書類等については、広告媒体を所管する部等の長（以下次条、第6条及び第7条において「所管部長」という。）がその性質に応じて別に定める。
- 3 所管部長は、第1項の規定による募集に応募する者（以下「応募者」という。）に対し、第6条第6項の規定により広告の内容等の訂正を求める場合がある旨をあらかじめ周知しなければならない。

(広告主の選定)

第5条 所管部長は、最も適当な広告主を選定するため、必要に応じて部内に選定委員会を設置することができる。

- 2 前項に規定する選定委員会の委員の構成、審査項目、審査基準等については、所管部長が別に定めるものとする。
- 3 所管部長は、広告主を選定したときは、その選定結果に応募者に通知しなければならない。

(広告の審査)

第6条 所管部長は、広告主が掲載しようとする広告（以下「掲載予定広告」という。）が第3条の規定に適合するか否かを審査するため、審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、次に掲げる職員で構成するものとする。
 - (1) 所管部長又は所管部長が指名する者
 - (2) 広告媒体を所管する課等の長
 - (3) 行政部契約課長
 - (4) 市民協働生活部市民相談・消費生活課長
 - (5) 市民協働生活部人権啓発センター所長
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、所管部長が必要と認める者
- 3 前項の場合において、次に掲げる広告を審査するときは、まちづくり推進部建築指導課長を加え、かつ、岐阜市景観アドバイザー設置要綱（平成8年11月22日決裁）に基づき委嘱する景観アドバイザーに意見を求めるものとする。

- (1) 岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）で定める風致地区に設置し、又は表示する屋外広告物等（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項に規定する広告物及び掲出物件をいう。以下同じ。）
- (2) 岐阜市屋外広告物条例（平成21年岐阜市条例第38号）第11条の規定による許可を必要とする屋外広告物等
- (3) 岐阜都市計画地区計画で定める地区整備計画区域に設置し、又は表示する屋外広告物等
- (4) 岐阜市景観基本計画で定める景観計画重要区域に設置し、又は表示する屋外広告物等
- 4 所管部長は、第1項の規定による審査において、掲載予定広告に関連する法令を所管する課等の長の参加を求めることができるものとする。
- 5 前3項に規定するもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所管部長が定める。
- 6 所管部長は、第1項の規定による審査に基づき、掲載予定広告の掲載の可否又は内容等の訂正を決定し、広告主に通知するものとする。

（広告料金）

第7条 市長は、広告主から広告掲載の対価として広告料金を徴収する。

- 2 前項に規定する広告料金の額は、所管部長が定めるものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。
- 3 道路、都市公園等における広告用工作物の設置又は広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、前項の規定は適用しない。

（広告主と締結する契約書に記載すべき事項）

第8条 広告主と締結する契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 広告主は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならないこと。
- (2) 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消し、又は契約を解除することができること。
 - ア 広告主がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により広告主として選定され、若しくは第6条第6項の規定により掲載を認める決定を受けたことが発覚したとき。
 - イ 市長が指定する期日までに広告媒体に掲載する広告の提出がないとき。
 - ウ 広告主が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - エ 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - オ 広告主の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - カ 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

- (3) 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、広告の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができること。

ア 広告主が広告掲載の期間満了後においても当該広告を撤去せず、又は削除しないとき。

イ 前号の規定により広告掲載の取消しを受け、又は契約を解除された広告主が当該広告について撤去、削除又は塗りつぶし等をしないとき。

- (4) 前号の規定により広告の撤去、削除又は塗りつぶし等をしたときは、第2号キの場合を除き、それに要した費用は、広告主が負担すること。

- 2 前項の場合において、市長は、契約書に代えて前項各号に掲げる事項を明記した承諾書を広告主に交付することができる。

(広告取扱者の募集等)

第9条 市長が特に必要と認めるときは、広告掲載の枠を、広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者その他これらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に売却することができる。この場合において、広告取扱者が広告主の募集を行うものとする。

- 2 市が広告取扱者を募集する場合の手続は、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、「広告主」とあるのは「広告取扱者」と読み替えるものとする。

(広告取扱者と締結する契約書に記載すべき事項)

第10条 広告取扱者と締結する契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 広告取扱者は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならない旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

- (2) 広告取扱者は、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても広告掲載の全部又は一部を取り消すことができる旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

ア 広告取扱者若しくは広告主（以下「広告主等」という。）がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により広告取扱者として選定され、又は前条の規定により準用する第6条第6項の規定により掲載を認める決定を受けたことが発覚したとき。

イ 市長が指定する期日までに広告媒体に掲載する広告の提出がないとき。

ウ 広告主等が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

エ 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

オ 広告主等の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

カ 広告主等が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

- (3) 広告取扱者は、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、広告の撤去、削除又は

塗りつぶし等を行うことができる旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

ア 広告主等が広告掲載の期間満了後においても当該広告を撤去せず、又は削除しないとき。

イ 前号の規定により広告掲載が取り消された場合に、広告主等が当該広告について撤去、削除又は塗りつぶし等をしないとき。

(4) 広告取扱者は、市長が前号の規定により広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等をした場合は、第2号キの場合を除き、それに要した費用は、広告主が負担する旨につき事前に広告主から同意を得ること。また、広告主が負担しないときは、広告取扱者が負担すること。

2 前項の場合において、市長は、契約書に代えて前項各号に掲げる事項を明記した承諾書を広告取扱者に交付することができる。

(広告付物品の受入)

第11条 印刷物その他の物品（市と民間事業者等が共同して作成するものを含む。）で広告が掲載されたもの（以下「広告付物品」という。）であって、第2条第1号エ及び第3条の規定に該当するものとして市長が認め、かつ、市へ無償で提供されるものについては、民間事業者等（以下「広告付物品提供者」という。）から受け入れることができる。

2 広告付物品提供者は募集によるものとし、その手続については第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、「広告を掲載しようとする民間事業者等（以下「広告主」という。）」又は「広告主」とあるのは「広告付物品提供者」と、「広告媒体を所管する」とあるのは「広告付物品を受け入れる」と読み替えるものとする。

3 広告付物品提供者と締結する契約書等に記載する事項は、広告付物品の性質に応じ、当該広告付物品を受け入れる部等の長が別に定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月5日決裁）

この要綱は、平成30年10月5日から施行する。

附 則（令和2年3月26日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。